

着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方（仮称）

令和 X 年 X 月

環境省 水・大気環境局 水環境課 海洋環境室

目次

はじめに	1
本資料の目的と活用方法	2
第1部 廃棄の許可申請に係る手続き等	4
1.1 手続きの全体フローと本資料で取扱う範囲	4
1.2 提出書類一覧	5
1.3 海洋施設廃棄の許可申請書	7
1.3.1 海洋施設廃棄の許可申請書	8
1.3.2 海洋に捨てる以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類	23
1.3.3 海洋施設を海洋に捨てることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類（事前評価書）	28
第2部 着床式洋上風力発電施設の残置に係る考え方	57
2.1 海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがない廃棄方法の考え方	57
2.1.1 一部残置せざるを得ない場合における残置する部分の適切な範囲	58
2.1.2 陸域から近い海域に残置する場合の海洋環境影響	59
2.1.3 浅い海域に残置する場合の海洋環境影響	59
2.1.4 生態系の保全や海洋の利用を阻害すると判断される場合の具体例	59
2.1.5 撤去に係る工事が海洋環境に与える影響	59
2.1.6 残置する施設の防汚塗料、防食塗料等が海洋環境に与える影響	59
2.2 海洋に捨てる方法以外の適切な処分の方法の考え方	61
2.2.1 有効利用の可能性	61
2.2.2 撤去すべきもの	61
2.3 廃棄後の監視報告のあり方の考え方	62
2.3.1 原状回復の確認の際の起点	62
2.3.2 生態系の保全や海洋の利用を阻害すると判断される場合の具体例	62
2.3.3 残置後の監視を行うべき適切な時期	62
第3部 参考資料集	63
3.1 国内の事例	63
3.2 海外の事例	63
3.3 IMO 決議 A.672 (16)	63
3.4 1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書（ロンドン議定書）	63

はじめに

本資料は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染等防止法」という。）に基づいた着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方を示すものである。

本資料の構成と概要は、下記のとおりである。

●第 1 部「廃棄の許可申請に係る手続き等」

海洋施設の廃棄の許可申請に必要な書類を示し、その書類において記載すべき項目、内容を解説した。

●第 2 部「着床式洋上風力発電施設の残置に係る考え方」

着床式洋上風力発電施設の残置に係る考え方について、とりまとめた。

●第 3 部「参考資料集」

着床式洋上風力発電施設の残置を検討する上で参考となる国際的な枠組み等について、整理した。

本資料の目的と活用方法

本資料は、海洋汚染等防止法に基づいて、着床式洋上風力発電施設の廃棄の許可申請をしようとする事業者が、海洋汚染等防止法における規定内容を十分に理解した上で、所要の手続を適切かつ迅速に行うための一助となることを目的としている。

海洋施設の廃棄については、海洋環境の保全を目的として、「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（以下「ロンドン条約」という。）」及びその内容をさらに強化した「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書（以下「ロンドン議定書」という。）」により国際的に規制されている。我が国は、ロンドン条約及びロンドン議定書を批准しており、海洋汚染等防止法等により所要の措置を設けている。具体的には、海洋施設を原則海洋に捨ててはならないとし、例外的に、環境大臣の許可を受けた上で、海洋に捨てることが可能であるとしている。

本資料で取り扱う着床式洋上風力発電施設については、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万kW～4,500万kWの案件を形成するという政府目標に基づき、今後、設置が増えるものと見込まれており、風車の設計寿命は約20年とされていることから、将来的に、廃棄又は撤去の事例も増えることが予想される。着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等防止法上の「海洋施設」に該当するものは、前述のとおり、海洋に捨ててはならないとされているが、他の事業における有効利用や陸上処分の可能性を十分に検討し、海洋投入処分するしか方法がない場合であって、かつ海洋投入処分が海洋環境に及ぼす影響を事前に評価し、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼす恐れがない場合に限り、所要の手続を経た上で廃棄が実施可能となる。

このような現状より、環境省では、令和3年度に「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」を設置し、国内外の着床式洋上風力発電施設の海洋での廃棄に関する情報や、許可制度等の情報を整理するとともに、着床式洋上風力発電施設に特有な事業特性に着目し、着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等防止法上の「海洋施設」に該当するものの事業終了後の構造物の取扱いについて、海洋汚染等防止法に照らして認められる海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法の具体的な在り方、残置に係わる海洋環境影響の考え方等について検討を行った。本資料は、上記の検討会を行った結果を踏まえてとりまとめたものである。

なお、事業者の責務として、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第11条に基づき、事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずることに留意する必要がある。

また、本資料は、利用可能な最良の技術（BAT = Best Available Technology）の進展状況や社会情勢等の変化に対応する形で必要に応じて改定する。

海洋施設廃棄の許可申請等に係る法令等を下記に示す。

○ 法律

- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）
（以下「海洋汚染等防止法」という。）

○ 政令

- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）
（以下「海洋汚染等防止法施行令」という。）

○ 省令

- ・ 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）
（以下「許可省令」という。）

○ 告示

- ・ 海洋施設廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成 18 年環境省告示第 153 号）
（以下「告示」という。）